

議案第36号

基山町職員の定年等に関する条例等の一部改正について

基山町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(基山町職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 基山町職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雜則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を」を「当該職員を」に改め、同項各号列記以外の部分中「当該」の次に「定年退職日において従事している」を加え、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のた

だし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「補充することができないとき」を「補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなつた」を「なくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改め、同条第5項中「前各号」を「前各項」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、同条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 基山町職員の給与に関する条例（昭和21年条例第9号。次号において「給与条例」という。）第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) 給与条例第5条第1項に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（前号に規定する職を除く。）

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、

第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長され

た期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動

期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雜則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢

60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項及び第4項」を「第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項」に改め、「基づき」の次に「、職員の意に反する降給の事由」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、「効果」の次に「並びに職員の失職の特例」を加える。

第6条を第8条とする。

第5条第1項中「至つた」を「至った」に改め、同条第2項中「失わなかつた」を「失わなかつた」に改め、同条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条第2項中「あつても」を「あっても」に改め、同条を第5条とする。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合において」を「次の各号のいずれかに該当する場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合

（2） 法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合

（3） 前条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合

第2条第2項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職及び降給」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同

じ。) 並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降給の事由)

第3条 職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを降格することができる。この場合において、第4号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

- (1) 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。
 - (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合
- 2 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき、職員の勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときは、これを降号することができる。
- 附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

(降給に関する経過措置)

- 2 基山町職員の給与に関する条例（昭和21年条例第9号）附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに基山町職員の給与に関する条例附則第2項の規定による降給とする」とする。
- 3 第3条第2項の規定は、基山町職員の給与に関する条例附則第2項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動すること

となった旨の通知を行うものとする。

4 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

（基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第29条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 基山町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）基山町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

（3）基山町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表給与条例第6条第11項の項を削り、同表給与条例第14条第2項第2号の項

中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表給与条例第16条第4項の項中「第2項」を「、第1項」に、「基山町」を「、第1項（基山町」に改め、「第17条」の次に「の規定により読み替えて適用する場合を含む。」）」を加える。

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（基山町職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 基山町職員の給与に関する条例（昭和21年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第5項中「同日前」の次に「において町規則で定める日以前」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして町規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第6条第6項中「同項」を「同項前段」に、「勤務した職員」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員」に改め、同条第7項中「同項」を「同項前段」に、「その者」を「当該職員」に、「場合に」を「場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2を削る。

第14条第1項第1号及び第2号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号本文中「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下、「1か月」を「以下この号及び第3号において「1か月」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務

職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第2項中「第11条」を「第6条第3項から第10項まで及び第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び7項を加える。

（給料月額等に関する経過措置）

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時の任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
 - (2) 基山町職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第12号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - (3) 基山町職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する管理監督職を占める職員
- 4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未

満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前 再任用 短時間		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

勤務職員							
------	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

別表第2（第5条の表）6級の項中「課長、参事」を「課長（因）、参事（因）」に改める。

（基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（基山町条例を廃止する条例の一部改正）

第9条 基山町条例を廃止する条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第52条の次に次の1条を加える。

第53条 基山町職員の再任用に関する条例（平成13年条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条中基山町職員の給与に関する条例第6条の改正規定（同条第11項の改正規定を除く。）及び附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の基山町職員の定年等に関する条例（以下「改正前の定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、改正前の定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「改正前の定年条例勤務延長職員」という。）について、改正前の定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の基山町職員の定年等に関する条例（以下「改正後の定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該改正前の定年条例勤務延長職員に係る改正前の定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後の定年条例定年（改正後の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における改正後の定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に改正後の定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正地公法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る改正後の定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 改正後の定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前の定年条例定年（改正前の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前の定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に改正前の定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 改正前の定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正地公法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、改正前の地公法再任用（令和3年改正地公法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第

2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。) をされたことのある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後の定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に改正後の定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に改正後の定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正地公法による改正後の地方公務員法（以下「改正後の地公法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に改正後の定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、改正後の地公法第22条の5第3項において準用する改正後の地公法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、規則で定める組合における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前の定年条例定年に達している

者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後の定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、改正後の地公法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る改正前の定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正前の定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前の定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、改正後の地公法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後の定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正後の定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（改正後の定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、改正後の地公法第22条の5第3項において準用する改正後の地公法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正前の定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考に

より、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、改正後の地公法第22条の5第3項において準用する改正後の地公法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達している者（改正後の定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正地公法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正地公法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正地公法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前の定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正地公法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する改正後の地公法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正地公法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正地公法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する改正後の地公法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正地公法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正地公法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する改正後の地公法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前の定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正地公法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正地公法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されて

いたものとした場合において、基準日における改正後の定年条例定年が基準日の前日における改正後の定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正地公法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後の定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正地公法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後の定年条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後の定年条例定年相当年齢が基準日の前日における改正後の定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における改正後の定年条例定年相当年齢が改正後の定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに改正後の定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、改正後の定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、改正後の定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正地公法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正地公法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用職員（令和3年改正地公法附則第4条第1項若しくは第2項（これら

の規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「改正後の勤務条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務条例の規定を適用する。

（基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する基山町職員の給与に関する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（基山町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 この条例による改正後の基山町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第2項から第8項までの規定は、令和3年改正地公法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第15条 令和3年改正地公法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正後の地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される基山町職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される基山町職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給

料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第21条第3項の規定を適用する。
- 6 改正後の給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び令和3年改正地公法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 改正後の給与条例第6条第3項から第10項まで及び第11条から第13条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 令和3年改正地公法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

（施行細則の委任）

第17条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布されたことに伴い、職員の定年の引上げ並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の創設その他所要の規定を改正するため基山町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する必要がある。

令和4年12月16日原案 可 決